

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

福島労働局長年末安全パトロール

担当：健康安全課 加藤（電話：024-536-4603）

資料No.1

墜落・転落災害や挟まれ・巻き込まれ災害の発生リスクの高い建設業を対象として、福島労働局長が下記工事現場の安全パトロールを実施し、作業従事者に直接労働災害防止の呼びかけを行います。

- 日時
令和6年12月6日（金） 午後2時00分から
（パトロール開始は午後2時25分からを予定）
- 工事現場
国道13号線浅川トンネル工事
（福島市松川町浅川字向坂～福島市平石字両日森）
- 施工者
株式会社福田組東北支店
- 詳細は、別添の発表資料をご参照ください。

昨年のパトロールの様子



2 職業安定部

1. 「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

担当：職業安定課若年者雇用対策係 関 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和6年12月17日（火）14：00予定
- 会場 福島第二地方合同庁舎 3階会議室
- 認定企業
株式会社zero one（一般土木建築工事業）
所在地 福島市大町7番25号アクティ大町ビル3階
従業員（常用労働者）数 39名
【認定年月日 令和6年9月20日】

福島県南土建工業株式会社（一般土木建築工事業）
所在地 白河市中田260番地
従業員（常用労働者）数 27名
【認定年月日 令和6年9月20日】

2 職業安定部

2. 「令和6年度第2回福祉の職場合同就職説明会～福祉のおしごとマルシェ～」が開催されます

担当：職業対策課雇用指導係 山下 電話024-529-5463

資料No.2

福祉の職場の人材確保を図るため、福島県社会福祉協議会福島県福祉人材センター主催、福島労働局・県内ハローワーク共催により「福祉の職場合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

県内4会場で参加法人と求職者等が直接面談する「合同就職説明会」を開催します。また、郡山会場においては、最新の介護が体験できる「介護技術・機器の体験ブース」を設け、全会場で「証明写真の撮影会」があります。

- ①郡山会場 : 令和6年12月3日(火) ビッグパレットふくしま
 - ②会津会場 : 令和6年12月13日(金) 会津アピオスペース
 - ③福島会場 : 令和6年12月18日(水) S-PAL福島
 - ④いわき会場 : 令和6年12月20日(金) いわき産業創造館LATOV
- (※全て開催時間は13:00～15:30)

※当日は、「ハローワークコーナー」を設け、来場者(求職者)への求人情報提供や個別職業相談を行います。

3 雇用環境・均等室

1. 年次有給休暇の取得促進について

担当：雇用環境・均等室 安保 電話：024-536-2777

資料No.3

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう！

●福島労働局では、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得しやすい時期を捉え、その環境整備を進めており、年休取得の社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報を行っています。

年末年始は
たっぷり休んで
リフレッシュ!

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休職の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
URL: www.work-lifestyle-mihw.go.jp/

福島労働局 労働基準監督署

3 雇用環境・均等室

2. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。
担当：指導係 伊藤 電話：024-536-4609

資料No.4

令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されており、パワハラを含めたハラスメントのない職場づくりを推進するため、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施することとしました。

これに伴い、雇用環境・均等室では様々なハラスメントの相談に対応するため、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しますので、お知らせいたします。

添付資料

- ・12月は職場のハラスメント撲滅月間です
- ・ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

あかるい職場応援団

検索



参考サイト：「あかるい職場応援団」

職場のハラスメントに関する基礎情報や、ハラスメントに悩む方向けの相談窓口情報の他、ポスターや研修資料などがダウンロードできます。

3 雇用環境・均等室

3. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 幕田 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○くるみん認定企業

- ・学校法人 白梅（会津若松市） 【令和6年10月15日認定】
- ・東信建設工業 株式会社（猪苗代町） 【令和6年11月8日認定】
- ・株式会社 小野工業所（福島市） 【令和6年11月11日認定】



○認定通知書交付式

日時 令和6年12月5日（木） 午後2時00分から

会場 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 1階会議室

1 労働基準部

1. 福島県特定最低賃金が順次改正となります。

担当：賃金室 橋本 電話：024-536-4604

- 特定の業種で働く方に適用される福島県特定最低賃金が、下記のとおり順次改正となります。

なお、電子部品等製造業及び計量器等製造業については、改正の必要性有りとの結論に達しませんでした。

そのため、令和6年10月5日からは福島県最低賃金（時間額955円）が上回ったことから、同日より福島県最低賃金が適用となっています。

特定最低賃金の名称	改定額	引上額	効力発生日
①輸送用機械器具製造業	1,005円	51円	令和6年12月21日
②自動車小売業	1,020円	60円	令和6年12月29日
③非鉄金属製造業	996円	51円	令和7年1月4日（予定）※1
・電子部品等製造業	880円	（据置）	令和4年12月30日※2
・計量器等製造業	928円	（据置）	令和6年1月12日※2

※1 官報公示を令和6年12月5日に予定しているため。

※2 最低賃金法第6条第1項により、福島県最低賃金の955円が適用されます。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（10月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1885	10	2159	19	-274	-12.7
製造業		337	1	356	4	-19	-5.3
鉱業		4	0	3	0	1	33.3
建設業		239	6	273	6	-34	-12.5
運輸交通業		217	1	178	5	39	21.9
貨物取扱業		14	0	8	0	6	75
農林業		41	0	47	1	-6	-12.8
畜産・水産業		17	0	16	0	1	6.3
上記以外の事業小計		1016	2	1278	3	-262	-20.5
商業		252	1	253	1	-1	-0.4
金融広告業		11	0	6	0	5	83.3
保健衛生業		478	0	702	0	-224	-31.9
接客娯楽業		100	0	111	1	-11	-9.9
清掃・と畜業		95	1	81	0	14	17.3
上記以外の事業		80	0	125	1	-45	-36

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（10月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1594	10	1604	19	-10	-0.6
製造業		336	1	356	4	-20	-5.6
鉱業		4	0	3	0	1	33.3
建設業		239	6	252	6	-13	-5.2
運輸交通業		214	1	178	5	36	20.2
貨物取扱業		14	0	8	0	6	75
農林業		41	0	47	1	-6	-12.8
畜産・水産業		17	0	16	0	1	6.3
上記以外の事業小計		729	2	744	3	-15	-2
商業		252	1	252	1	0	0
金融広告業		11	0	6	0	5	83.3
保健衛生業		195	0	186	0	9	4.8
接客娯楽業		100	0	111	1	-11	-9.9
清掃・と畜業		95	1	69	0	26	37.7
上記以外の事業		76	0	120	1	-44	-36.7

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省福島労働局発表
令和6年11月26日

担当

福島労働局 労働基準部
健康安全課長
田中 暁雄
地方産業安全専門官
加藤 政和
電話 024-536-4603 (直通)

福島労働局長が年末安全パトロールを行います —12月に東北6労働局の局長が建設現場安全パトロールを実施—

福島労働局（局長 井口真嘉）では、墜落・転落災害や挟まれ・巻き込まれ災害の発生リスクの高い建設業を対象として、下記の工事現場について安全パトロールを実施し、作業従事者に直接労働災害防止の呼びかけを行うこととしております。

安全パトロールには、井口労働局長のほか、建設業労働災害防止協会福島県支部、福島労働基準監督署（署長 荒徳彦）が同行いたします。

本パトロールでは、建設業で最も発生件数が多い墜落・転落災害、冬季に多発する転倒災害、建設機械・動力運搬機械による挟まれ・巻き込まれ災害対策の実施状況を中心に確認するほか、粉じん障害防止対策の実施状況についても確認することとしています。

なお、労働災害防止に向けた機運を一層高めるため、東北6労働局の局長が、12月中に建設現場をパトロールすることとしています。

- ・ 日 時 令和6年12月6日（金） 午後2時00分から
（安全パトロール開始は、午後2時25分からを予定しています。）
- ・ 工事名 国道13号浅川トンネル工事
- ・ 施工場所 福島市松川町浅川字向坂～福島市平石字両日森地内
（インフォメーションセンター：福島市松川町浅川町下41-1付近）
- ・ 施工者 株式会社福田組 東北支店

※ 取材（現地）に当たってのお願い

- 保護帽（ヘルメット）及び防じんマスクの着用をお願いします（現地で準備します）。
- 工事現場内では、現場管理者の指示に従って取材をお願いします。
- 現地では、福島労働局健康安全課長（田中暁雄）が取材対応します。
- 車両の通行・駐車は現場管理者の誘導に従って下さい。
- 現場及びインフォメーションセンターは、別添案内図のとおりです。出席される方はインフォメーションセンターに集合してください。
- 取材を希望される報道機関の皆様へ

現場入場者を把握するため、12月3日(火)までに、下記アドレスあてに①報道機関名②出席者氏名③連絡先電話番号をお知らせ願います。

出席者等登録用アドレス：kenkouanzenka-fukushimakyoku@mlhw.go.jp

（福島労働局労働基準部健康安全課）

現場位置図



インフォメーションセンター案内



インフォメーションセンター



～福祉のおしごとマルシェ～

令和6年度
第2回

福祉の職場 合同就職説明会

参加費無料

ふくしまで働く。ふくしで働く。

服装自由

予約不要

郡山会場

38 法人
参加予定

12.3 火

時間 13:00-15:30 (受付開始/12:50)

場所 ビッグパレットふくしま
(郡山市南2丁目52)

会津会場

14 法人
参加予定

12.13 金

時間 13:00-15:30 (受付開始/12:50)

場所 アピオスペース
(会津若松市インター西90)

福島会場

40 法人
参加予定

12.18 水

時間 13:00-15:30 (受付開始/12:50)

場所 S-PAL福島
(福島市栄町1-1)

いわき会場

13 法人
参加予定

12.20 金

時間 13:00-15:30 (受付開始/12:50)

場所 いわき産業創造館 LATOV
(いわき市平字田町120 6F)

ポイント

✓ 最新の介護が体験できる! 「介護技術・機器の体験ブース」(郡山会場)

体験のみも
大歓迎!

✓ 雇用保険受給者は求職活動実績になります

✓ 全会場で「証明写真の撮影会」あり
※撮影希望者はスーツでいらしてください

お問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福島県福祉人材センター
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎024-521-5662 ✉jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

<https://f-fjc.com/>


【共催】厚生労働省福島労働局、県内ハローワーク(公共職業安定所)、公益財団法人介護労働安定センター福島支部

【後援】厚生労働省、福島民報社、福島民友新聞社、NHK福島放送局、福島テレビ、福島中央テレビ、テレビユー福島、福島放送、ラジオ福島、ふくしまFM

福祉の職場 合同就職説明会

福祉のおしごと マルシェでできること!

令和6年1回目の会場の様子!



EVENT
1

法人担当者と直接話せる!

「無資格・未経験でも働けるの?」「短時間勤務で働きたい!」など個別に話を聞くことができます。どのブースをまわったらよいかわからない場合は、福祉人材センターブースでご相談ください!

参加法人を
事前にチェック!



EVENT
2

介護のイマを体験しよう!

『介護機器体験ブース』

ロボットやAIなどのテクノロジーが介護業界でも普及しつつあります。パワーアシストスーツなど最新の介護機器をぜひ体験してください!(協力:ふくしま介護生産性向上支援センター)

『介護技術体験ブース』

できるだけ少ない力で行う介護技術を知っていますか?会場では介護される側となって介護の技術を体感ください。(協力:一般社団法人福島県介護福祉士会)



郡山会場
限定



どなたでも参加自由です!興味のある方はぜひ会場にお越しください

EVENT
3

プロのカメラマンによる履歴書写真撮影!

履歴書にも使える証明写真を無料で撮影します。希望される方は、スーツでお越しください。
※後日メールにて撮影データをお送りします。

\\ もっと知りたい! //

フクシまるっとシゴトのご案内

福島県内の福祉施設運営法人の情報を「まるっと」ご紹介しているサイトです。就職活動での情報収集にご活用ください!

URL <https://f-fjc.com/marutto/>



年末年始は たっぷり休んで リフレッシュ!



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶



年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

○株式会社と○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

○○○○年○月○日

○株式会社 代表取締役 ○○○○

○労働組合 執行委員長 ○○○○

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

12月は職場の ハラスメント撲滅月間です

2024年12月10日(火)、職場におけるハラスメント対策シンポジウムをオンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

NOハラスメント



ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和6年12月2日（月）～令和7年3月31日（月）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、法律に違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

一人で悩まずに
ご相談ください

福島労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル（労働者専用） 0800-800-4611

024-536-4600

雇用環境・均等室 024-536-4609

月曜～金曜
8:30～17:15

土日祝日、年末年始を除く

○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

福島労働基準監督署内 024-503-4859

郡山 " 024-900-9609

いわき " 0246-81-0068

会津 " 0242-26-6495

白河 " 0248-24-1391

須賀川 " 0248-75-3519

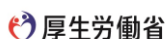
喜多方 " 0241-22-4211

相馬 " 0244-36-4175

富岡 " 0240-22-3003

月曜～金曜
9:00～16:30

土日祝日、年末年始を除く



福島労働局

雇用環境・均等室

〒960-8513

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階
電話 024-536-4609